第17回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第17回定例会 令和3年8月30日

開会 13時30分 閉会 14時30分

出 席 委 員 会長 依田繁二 会長代理 若林泰平

2 深井佳人1 4 齊藤敏彦(14名)3 武井誠1 5 関敏夫

5 関一夫 17 小野澤文利

10 成山喜枝 18 笹平民男

1 1 柳澤峰晴 推進 射手誠司

13 大塚賢 推進 佐藤邦利

欠席者 1 荻原勝夫 1 6 小宮山信幸

6 小林澄男 推進 関泰秀

7 小山孝幸 推進 杉田誠司

8 青木茂良 推進 荻原清一

12 宮下通

議事録署名委員 2 深井佳人 3 武井誠

出 席 職 員 農業委員会事務局

(9名)

(5名) 事務局次長 小宮山 真二

事務局小林 誠司事務局河口 晋也事務局酒井 綾

事務局 伊藤 世志子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

第3回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

ご苦労様です。令和3年度第17回定例総会を開催します。会長、挨拶 をお願いします。

議長

皆さんこんにちは、連日の猛暑の中、公私ともにお忙しい中ご苦労様です。農地パトロールや、農作業で体調管理に注意しながらの毎日かと思います。新型コロナウイルスが市内でも感染が連続しています。感染対策をしての開催となっておりますので、ご協力をお願いします。本日の議事録署名人は、2番深井委員と3番武井委員にお願いします。それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅の前にある農地ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号2、番号3は関連しているため一括で説明します。〇〇、〇〇、図面は2ページをご覧ください。また、本日お配りしました〇〇と合わせてご覧ください。場所は、〇〇の南西、千曲川沿いにある農地です。台風19号により、〇〇が復旧不可能になったことから、〇〇より下流約250メートルの位置に新たに橋を架けなおし、道路も新設する計画となっています。申請地は、〇〇、〇〇と真中の網掛けのない部分と合わせて一枚の筆でしたが、今回道路の新設により、大部分を道路用地として市へ売却し分断されたことにより、残地での耕作が困難になりました。隣地を耕作しているそれぞれの方が譲り受けることになりました。番号2、番号3共に徒歩で10分と近いため、問題ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1 の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

射手委員

説明します。場所は、〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは会社員ですが、水田を中心に営農している兼業農家です。〇〇さんは、腰痛で農作業が困難になり経営規模を縮小したいと思い、〇〇さんに相談し今回の申請となりました。〇〇さんの経営面積は4、270平方メートルで耕作面積は問題ありません。野菜を栽培するそうです。申請地は〇〇さんの自宅の前ということです。作業歴は6年で、農機具としてトラクター、コンバインなど所有しており、譲り受ける

には問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

- 議長 ありがとうございました。それでは質疑にはいります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
 - (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2、番号3の案件に つきまして佐藤委員より一括説明をお願いします。
- 佐藤委員 よろしくお願いします。場所は、〇〇にある農地です。譲渡人は〇〇さん、 譲受人は〇〇さん、〇〇さんです。〇〇が復旧不可能で、橋の架けなおしと道 路を新設することになり、農地が分断されました。左右に分かれてしまったの で、それぞれ隣接する農地の方に譲り渡すことになったそうです。よろしくお 願いします。
- 議長 ありがとうございました。それでは質疑にはいります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
 - (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきましてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
 - (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第2号議案農地法第4条 の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号1、○○、図面は3ページをご覧ください。○○にある農地です。通路 敷地の申請です。申請者は○○の方です。申請者は申請地を○○から自宅への 通路として利用するものです。なお、申請地は令和3年3月に農振除外済みで す。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断し ました。
- 議長 ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして武井委員より説明をお願いします。

武井委員

説明します。申請者は○○さんです。図面をご覧いただきまして、道路が縦に2本通っています。右が旧道です。○○さんは○○に自宅があり、便利さも考えて田の一部を分筆して通路として利用したいということです。ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑にはいります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第3号議案農地法第 5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

番号1、○○、所有権移転、図面は5ページをご覧ください。○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに○○の方です。譲受人は現在、アパートに住んでいますが、生活基盤を固めるため、申請地に住宅を建築したいとのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号2、○○、使用貸借権設定、図面は7ページをご覧ください。○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに○○の方で、親子です。譲受人は母所有の申請地に住宅を建築したいとのことです。なお、申請地は令和3年3月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇、所有権移転、図面は9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。共同住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に1棟の共同住宅の建設を計画しており、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。また、雨水は地下浸透、雑排水は公共下水道に接続放流する計画です。申請地は水管、下水道管の2種類が埋設されている道路沿線の区域で、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、おおむね500メートル以内に〇〇及び〇〇と2つ以上の教育施設がある第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。番号4、

所有権移転、図面は9ページをご覧ください。○○にある農地です。通路敷地の申請です。 譲受人、譲渡人ともに○○の方です。譲受人は申請地西側に隣接する農地 への進入路が狭いため、通路として利用を計画するものです。申請地は水 管、下水道管の2種類が埋設されている道路沿線の区域で、容易にこれら の施設の便益を享受することができ、かつ、おおむね500メートル以内 に○○と2つ以上の教育施設がある第3種農地のため、転用は問題ないと 判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の 案件につきまして成山委員より説明をお願いします。

成山委員

よろしくお願いします。場所は、○○にある農地です。譲受人は○○さん、譲渡人は○○さんです。○○さんは妻とアパートに住んでいます。将来に向けて生活基盤を固めるため、実家に近い申請地を譲り受けて住宅を新築したいということです。隣接する他者の農地はありません。第3種農地ということで問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑にはいります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につきまして、関委員より説明をお願いします。

関委員

説明します。場所は、〇〇にある休耕中の農地です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんで親子です。〇〇さんは実家近くの借家に住んでいまが、生活基盤を固めるため母親の農地に住宅を新築したいそうです。今年の3月に農振除外となり、周りの農地への影響も少なく特段問題はないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑にはいります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号3の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員

よろしくお願いします。場所は、○○の農地です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんです。この農地はブドウ畑で小学校に隣接しているところで、耕作しづらい畑でした。譲渡人の○○さんは高齢ということもあり、手放すことにしたそうです。○○で共同住宅を建てるそうです。ご審議お願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員

お願いします。場所は、番号3の案件と同じブドウ畑です。譲渡人は○○さん、譲受人は○○さんです。○○さんの畑が○○さんの畑の奥にあり、軽トラックが入る通路がほしいということです。他に道はありますが、小学校の通学路ということで、他の場所に車を停めて作業をしていました。ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

齊藤委員

今までもブドウ畑の近くにアパートが建ち、住民から消毒の事や朝早くから機械の音がするという苦情がありますが、○○さんが弱者にならないように、今から対策等を考えてほしいと思います。

議長

ありがとうございました。他にございますか、ないようですので採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第4号議案農地利用 集積計画8月分の利用権設定、所有権移転、中間管理事業の説明をお願い します。

事務局

第4号議案農地利用集積計画8月分について説明します。通常の利用権設定は9件13筆6,817平方メートルです。所有権移転は2件2筆2,112平方メートルです。中間管理管理事業を使った利用権設定は、12件17筆32,550平方メートルです。8月の合計は23件、32筆41,479平方メートルとなります。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。

齊藤委員 ○○さんの経緯を教えてください。

事務局 ○○さんについて説明します。研修としては○○でワイン用ブドウの栽培を勉強しました。現在は和のシェアハウスで野菜や果樹を栽培していて、来

年4月頃めどに新規就農者として認定が受けられるよう頑張っています。

斎藤委員 農業をやるという事は大歓迎ですが、農業について多少不透明なところが あり不安を感じています。ワイン用ブドウの栽培を勉強しているようですが、

農業の根本的なところを理解しているのか、広範囲の面積を借りてどうやって耕作するのか心配です。果樹、野菜となっていますが、何を栽培するのか、

一人でやるのかお聞きしたいと思います。

事務局 ブロッコリーですが、ワイン用ブドウの栽培が中心になると思います。一

人で農業をするそうです。

斎藤委員 広範囲の面積でブロッコリーを一人でやるという事は、ブロッコリー生産

者としては、非常に大変なことです。農業をしっかり勉強してほしいです。

農業委員の立場として見守っていかなければと思いました。

議長 他にございますか。

小野澤委員場所ですが、○○のどの辺ですか、将来的なことや経営計画、収支計画は

どうなっているか、お聞きしたいと思います。

事務局

○○さんについて担当していますので、お話させていただきます。研修に

ついては、全国でワイン栽培の勉強をしてきました。場所は○○です。農地は、○○さんに紹介していただき探しました。経営計画、収支計画は上田農業農村支援センターと相談しながら2月の認定委員会に向けて進めていま

す。

小野澤委員場所は田沢とお聞きしましたが、そこは中山間地域と認識していますが、

いかがでしょうか。

事務局担当に確認します。

議長 他にございますか。

斎藤委員 荒廃農地を作らないということを前提に農地を守るという意味でも頑張

ってほしいと思います。

議長

他にございますか、ないようですので採決に入ります。農地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第3回農業経営改善計画認定審査会について事務局から説明をお願いします。

事務局

第3回農業経営改善計画認定審査会について説明します。○○の更新で す。農業経営体の営農活動の現状及び目標ですが、営農類型として現状、 目標ともに稲作、露地野菜、果樹類、酪農です。農業経営の現状及びその 改善に関する目標は、現状は○○、目標は○○です。年間労働時間として 現状は32,970時間、目標は43,000時間です。目標時間が増え ているのは従業員数が現状15人から20人に増やすからです。農業経営 の規模拡大に関する現状及び目標ですが、生産している作目として、水稲、 巨峰、露地野菜、酪農です。巨峰、露地野菜につきましては、現状、目標 とも同じで、水稲は増やしていくそうです。農用地及び農業生産施設の現 状は○○アール、目標は○○アールに増やすそうです。農業生産施設は米 加工施設、ライスセンター、貯蔵施設はリニュアルし増やしていきたいそ うです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置として、循環型農業 (堆肥を肥料として使用し、稲作を行い、稲わらと牛の餌にする循環等) のメリットを活かし、生産したものは自ら販売することを基本として、で きるだけ利益率の高い商品開発や、販売先の安定を図るということです。 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、社内のユニット体制の充 実をはかり、経営改善を進めて専門機関と情報共有し、経営分析を行いた いそうです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は労働環境 の改善や繋忙期の休日もしっかり取れるようにし、退職金制度の導入も検 討していくそうです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置 は、水田の規模拡大に伴い、ライスセンターのリニューアルと農産加工施 設の HACCP 対応等に向けた準備を進め、作業の効率化を図り労働生産 性と製品品質の向上を目指すそうです。生産方式の合理化に係る農業用機 械等の取得計画としてコンバイン7条刈、スピードスプレイアー500リ ットル、トラクター90馬力、ライスセンター、貯蔵施設、食品加工施設 を取得したいそうです。以上です。

議長

ありがとうございました。大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員

よろしくお願いします。話を聞いてきました。近隣の水田や畑を耕作す

る人がいなくなり、規模を拡大して施設や農業用機械を増やしていきたいそうです。ブドウの栽培もしたいそうです。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は 挙手の上発言をお願いします。特にないようですので農業経営改善計画の意 見徴収について終了します。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人		

(※直筆でお願いします)